

## IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会アジェンダ案に対する主要な意見の概要

## 1. IP化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方

## (1) IP化の進展に伴う競争政策の変化

①ブロードバンド時代のビジネスモデルに係る分析の枠組み	【レイヤー型競争モデルをベースとして競争政策の在り方を検討することに慎重な意見】 ・ 今後ブロードバンド市場がどのように移り変わっていくのか全く予測がつかない状況においては、特定のモデルを用いて競争政策の在り方を議論することは非常に困難。(NTT東、NTT西) ・ 具体的なビジネスモデルを検討しようとするれば、様々なレベルのものが混在せざるを得ず、議論が発散する可能性がある。(イーアクセス)	【その他】 ・ レイヤー型競争モデルを基にして競争ルールの在り方を検討するアプローチは適当。(CIAJ、YOZAN、ACCA、NTTドコモ、富士通、ソフトバンク・日本テレコム、フュージョン、KVH) ・ レイヤー型競争モデルによるアプローチは適当であるが、需要者側の視点が重要。(NTTドコモ) ・ 各レイヤーの支配的事業者がその優越的な地位を濫用しないようなルール作りが必要。(CTC)
②IPベースのネットワーク構造に係る移行プロセス	【既存の競争ルールと異なる新たな競争ルールの適用を求める意見】 ・ IP網は、既存網とは別のネットワークとしてブロードバンドサービスのために新しく構築するもの。電話時代の競争ルールではなく、ブロードバンド時代に相応しい新たな競争ルールを適用すべき。(NTT東、NTT西)	【その他】 ・ 公正競争が確保されるような移行プロセスの検討が必要。(CTC) ・ NTTの中期経営戦略で発表された次世代ネットワークの時系列的な構造を明らかにした上で既存サービスや将来計画への影響を中心に議論すべき。(イーアクセス) ・ 他事業者がIP網を整備するには、電電公社時代に構築された設備の開放が不可欠。(KDDI)
③その他「競争環境の変化」として考慮すべき事項	・ 競争の促進を通じて新規参入を促し、市場の活性化を図るという基本方針を維持しつつ、その時々々の市場に応じた柔軟な競争ルールを考えるべき。(富士通) ・ NTT持株会社と各事業会社間の完全な資本分離が不可欠。(フュージョン) ・ 「NTTグループ中期経営戦略」に対し、既存ルールが公正競争確保のために十分か、またNTTグループの市場支配力の新たな分野への拡大を防ぐためNTTグループ各社間のさらなる資本分離等が必要かについて改めて検討すべき。(ポータフォン) ・ IP化の時代を迎え、設備コストの大半がアクセス部分に集中するため、アクセス部分の独占性は一層高まる。従来以上にアクセス部分での独占性の弊害を除去する必要がある。(KDDI)。	

## (2)ブロードバンド市場における競争政策の基本的視点

①サービス競争と設備競争の関係	【設備競争を重視する意見】 ・ 各事業者がこれからIPベースのブロードバンドネットワークを構築するために技術開発や設備構築を行っている段階においては、サービス競争の基盤となるブロードバンドネットワークの構築を競争下で推進するための設備競争を促進することが適当。(NTT東、NTT西) ・ 移動体については後発事業者でも自ら設備構築が可能であり、電波開放により希少性が低減していることから、設備競争を促進すべき。(KDDI) ・ 設備投資インセンティブの促進が重要。(NTT東、NTT西、NTTドコモ、QTN et)	【その他】 ・ サービス競争と設備競争のバランス論ではなく、それぞれの競争環境の整備が必要。(NTTコム) ・ 設備競争とサービス競争のバランスを考える上では、IP化の進展においてもボトルネック設備として残るとされる設備の評価が必要。(ソフトバンク・日本テレコム、ポータフォン) ・ ブロードバンド市場に関しては、サービス競争を促進すべき。(フュージョン) ・ 設備競争が基本であるが、固定網は独占から始まった歴史的経緯があり、独占事業者の不可欠設備を開放し相互接続等によりサービス競争を促進すべき。(KDDI) ・ IP化の世界では設備競争とサービス競争の違いを過度に意識する必要はない。(ポータフォン)
②競争中立性と技術中立性の確保の在り方	【各事業者の自由な判断に委ねるべきとの意見】 ・ どのような技術を採用し、どのようなビジネスモデルを構築するかは各事業者の自由な事業判断に委ねることが適当。(NTT東、NTT西)	【その他】 ・ ブロードバンド市場においても「競争中立性」と「技術中立性」の確保が必要。(ポータフォン、KDDI、CTC)
③垂直統合型のビジネスモデルに対応した公正競争確保の在り方	【垂直統合型ビジネスモデルの比重の拡大を前提とする議論は適当でないとの意見】 ・ 垂直統合型モデルの比重が高まるかどうかは不透明であり、垂直統合型モデルの比重の拡大を前提に新たな競争政策を検討することは適当でない。(NTT東、NTT西) ・ 各レイヤー間の公正競争を確保する視点については、垂直統合型ビジネスモデルの比重の高まりのみに関連付けるべきではない。(NTTドコモ)	【その他】 ・ 垂直統合型のビジネスモデルにおいて、各レイヤー間の公正競争を確保する視点が重要。(QTN et、YOZAN、ウィルコム、富士通) ・ 競争政策の検討の前提として、市場をどのように定義するかが重要。(ウィルコム) ・ 垂直統合型モデルにおいて、一部のレイヤーでの市場支配力を他のレイヤーに行使することを排除し、各レイヤーで公正競争を確保することは重要。(CTC、ポータフォン、イーアクセス)
④検討に際しての時間軸の考え方	【移行段階及び移行後の新たな競争ルールを重視する意見】 ・ IPベースのネットワークに対して電話時代の競争ルールをそのまま適用するのではなく、ブロードバンド時代に相応しい新たな競争ルールを適用すべき。(NTT東、NTT西) ・ 移行過程における政策課題の検討に当たっては、IP化が進展した時点の競争政策を見据えた現行制度からの経過措置と位置付け、事業者の競争政策の予見性を担保すべき。(NTTコム)	【その他】 ・ 時間軸で検討することは適当。政策的にIP化を促進するかという判断も競争ルールに影響を及ぼす。(富士通) ・ IP網への移行が迅速に行われるためのインセンティブを考慮する必要がある。(CTC) ・ 18~24 か月ごとに定期的なレビューを行いつつルールの在り方を検討すべき。(ポータフォン) ・ u-Japan政策を踏まえ、2010年を目処とした検討が適当。(KDDI)
⑤その他「競争政策に関する基本的視点」として検討すべき事項	・ 支配的影響力を持つ一部事業者と他事業者の公平な競争環境の確保を検討すべき。(JCOM) ・ これからのNTTグループの在り方について議論すべき。(ケイオプティコム、ソフトバンク・日本テレコム、KDDI) ・ 隣接・関連業界の競争政策の在り方との整合性に留意すべき。(NTTコム) ・ NTT活用業務認可の拡大は問題。(フュージョン、ポータフォン)	

(3)その他「競争政策の基本的考え方」として検討すべき事項(他の項目を参照)

2. 今後の接続政策の在り方

(1)接続政策に関する基本的視点

①電気通信事業分野におけるこれまでの接続ルールに対する評価	【これまでの接続ルールを評価する意見】 ・これまでの接続ルールは、ユーザ利便の向上、市場の発展等に寄与してきた。(NTT東、NTT西、日本CATV連盟、YOZAN、ACCA、富士通、フュージョン、ボーダフォン、KDDI、NTTコム)	【その他】 ・接続ルールの評価、見直しについては、競争が進展しているかを客観的に判断すべき。(CTC) ・NTT東西が依然として独占的地位を維持し、地域通信市場における競争が十分に進展していない点においては十分ではなかった面もある。(ボーダフォン)
②市場環境の変化に即して見直し(又は維持)が必要と考えられる事項	【現行の規制を緩和すべきとの意見】 ・ブロードバンドサービスにおいては、画一的な接続義務を課すことなく、事業者間のビジネスベースでの協議により接続を実現していくことが望ましい。(NTT東、NTT西) ・メタル回線、局舎コロケーションは、オープン化を維持する考え。しかし、IP網のルータ等他事業者が既に自ら設置している装置は、当社のみ特別な規制を課す必要はない。(NTT東、NTT西) ・当社の光ファイバについては、メタル回線と異なり、電力系事業者やCATV事業者等との熾烈な設備ベースの競争下で新たに敷設しており、特別な規制を課す必要はない。(NTT東、NTT西) ・IP網については、原則非規制として自由競争を促し、競争評価等により市場動向を見極めた上で事後的に対応すべき。(NTTコム)	【その他】 ・先行事業者が有利にならないよう新規参入の道を確認した接続ルールが望まれる。(ACCA) ・「IP化の進展の中でもボトルネック設備として残るとと思われる設備の評価」「競争を促進し、お客様の利便を向上するための更なるルール化の検討」「市場支配的事業者のインターフェースの開示の在り方」を検討項目に加えるべき。(ソフトバンク・日本テレコム) ・IP網への市場環境の変化に際し、英OFCOMの取組を参考にしつつ、NTTグループの市場支配力がどのように変化していくかを注視すべき。(ボーダフォン) ・光ファイバについては50%という規制に関係なく開放義務化が望まれる。(ACCA) ・NTTが新規に構築するIP網についても競争ルールを制定すべき(フュージョン、ボーダフォン) ・NTTグループの資本完全分離を検討すべき。(KVH)
③垂直統合型のビジネスモデルと市場支配力の関係	【原則自由競争とすべきとの意見】 ・ブロードバンド市場はこれから各事業者の創意工夫によって発展していく市場であることから、あらかじめ新たに規制を設けるべきでない。公正競争上の問題が生じた場合には、多角的な観点から事後的に検討することが適当。(NTT東、NTT西) ・原則自由競争として市場原理に委ねられるべきであり、例外的に規制等を導入する場合には、その規制等により自由競争が損なわれないよう、適正なコスト負担が必要。(NTTコム)	【その他】 ・一部のレイヤーでの市場支配力を他のレイヤーに行使することを排除し、各レイヤー間での公正競争を確保することが重要。(CTC、ACCA、ウィルコム、富士通) ・コンテンツ・アプリケーション/プラットフォームレイヤーにおける支配的事業者が、その市場支配力を梃子にして関連する電気通信市場に影響を与える可能性について検証すべき。(ボーダフォン) ・NTTのボトルネック性は、隣接市場に影響を及ぼすおそれあり。(KDDI)
④その他「接続政策の基本的視点」として考慮すべき事項	・NTT東西におけるIP化への移行計画の詳細を早期に公表するよう義務付けるべき。(ボーダフォン) ・接続政策は電気通信市場では非常に重要な要素であるが、競争政策の事前規制の一つのツールとして位置付けるべき。(イーアクセス)	

(2)指定電気通信設備の在り方

①指定電気通信設備の枠組み	【ボトルネック性の変化に伴い見直ししていくべきとの意見】 ・IP化の進展に伴い、従来に比してユーザに近い部分まで低廉なコストでの設備設置が容易になるため、「不可欠設備と一体で設置される設備」のボトルネック性は薄れていくと考える。(NTTコム) ・IP化後はボトルネック性も変化している可能性があり、恒久的なボトルネック設備に対する規制を維持しつつ状況に応じて規制の見直しが必要となる可能性がある。(ボーダフォン)	【その他】 ・引き続き有効。(JCOM、日本CATV連盟、YOZAN、ボーダフォン、東京電力、KDDI) ・ボトルネック性の要因を明確にした上で、それを解消する方策についても検討すべき。(CTC) ・固定系と移動系という枠組みに加え、FMCをにらんで、指定電気通信設備規制の対象事業者同士が結びつくことで競争原理が機能しなくなることを避けるような環境整備が必要。(フュージョン)
②指定電気通信設備の範囲	【緩和すべきとの意見、FMCは指定電気通信設備の問題として捉えるべきでないとの意見】 ・県内設備を一律に指定する電話時代の考えを改めるべき。(NTT東、NTT西) ・地域IP網、メガデータネット等のデータ通信網、メディアコンバータ、DSLAM、PON、スプリッタ等の装置類及び局内光ファイバについては、早急に指定の対象から除外すべき。(NTT東、NTT西) ・加入者光ファイバについてはメタル回線と区別し、指定の対象から除外すべき。(NTT東、NTT西) ・FMCのような新サービスは、代替的アクセス回線への移行によるボトルネック性の減少が与える見直しの必要性等の観点で検討されるべき。(NTTドコモ) ・第二種指定電気通信設備規制の閾値である25%については、40~50%とすべき。(KDDI)	【その他】 ・固定と移動を合わせた中で、市場支配力の新たな尺度が必要。(富士通、KVH) ・「メタル回線の位置付けの評価」「移行プロセスのルール化の検討」「ジョイント・ドミナンスにおける指定電気通信設備の範囲の在り方」を検討項目に追加すべき。(ソフトバンク・日本テレコム) ・現在指定を受けている設備は、当面は指定の対象とすべき。(ボーダフォン、KDDI) ・NTT東西の加入者光回線は、メタルと一体として捉えて議論することが必要。(KDDI) ・コロケーション設備についても他事業者が指定設備利用部門と適正かつ同一の条件で接続できることの担保が必要。(KDDI)
③その他「指定電気通信設備の在り方」について検討すべき事項	・接続事業者の経営破綻により接続料の回収不能事例が発生している状況を踏まえ、接続料の前払いや預託等により接続事業者があらかじめ負担するルールを早急に整備すべき。(NTT東、NTT西) ・コロケーションリソースの有効活用のため、現行の費用負担なしで6か月間リソースを留保できる仕組みを見直すべき。また、局舎内での安全、セキュリティ確保のルールを整備すべき。(NTT東、NTT西) ・他事業者においても自前で実施可能なユーザ宅内の配線工事等に係る工事・手続に関しては、接続約款の対象から外すべき。(NTT東、NTT西) ・電力系事業者の光ファイバ自体についてもNTT東西と同等の取扱いとすることで設備競争が進展し、サービス競争も進展する。(NTTコム)	

(3)接続料算定の在り方

①PSTNの接続料算定の在り方	<p>【現行の長期増分費用方式(LRIC)の適用を見直すべきとの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期増分費用方式の適用をやめ、実績コストが回収できる仕組みにすべき。(NTT東、NTT西)</li> <li>・ 将来的には、当社の電話交換機を指定対象から外すべき。(NTT東、NTT西)</li> <li>・ 実際費用による算定値がLRICモデルによる算定値を下回る等モデル算定値が規制目標値としての有効性を失う場合には、何らかの新しい制度に移行する必要がある。(NTTコム)</li> <li>・ IP電話を考慮した新しい方式についても検討する必要がある。(QTNet)</li> <li>・ PSTNの維持コストの負担の在り方を含めた全体的な議論が必要。(CTC)</li> </ul>	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ LRICで算定された接続料原価はあくまでもベンチマークとして利用すべき。(ウィルコム)</li> <li>・ 接続料の算定方法の見直しについては、IPベースの技術を前提としたモデルの開発や現行モデルの改善など複数の選択肢を用意した上で議論を行うべき。(ボーダフォン)</li> <li>・ より適切な算定方法について検討することは必要だが、現時点では長期増分費用方式での算定は透明性が高く、適当。(KDDI)</li> </ul>
②将来原価方式の在り方	<p>【予測と実績が異なる場合のコスト回収方法を検討すべきとの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者光ファイバの接続料については、実績コストと予測コストの間に大きな乖離が生じており、料金算定期間中であっても早急に見直すべき。(NTT東、NTT西)</li> <li>・ 实际需要が予測需要と乖離した場合の取扱いについては明確なルールがないため、早急に接続ルールを整備すべき。(NTT東、NTT西、NTTコム、ボーダフォン)</li> </ul>	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来原価方式を用いるに当たっては、あらかじめ事後精算について定めがない場合に事後精算を認めるべきでない。また、实际需要が予測需要と大きく乖離したことにより算定期間中に見直しが必要となった場合、算定期間を調整する等の方法により大きな水準変動を回避すべき。(KDDI)</li> </ul>
③その他「接続料算定の在り方」について検討すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事後精算制度の在り方について検討項目に追加すべき。(ソフトバンク・日本テレコム)</li> <li>・ NTT東西の均一の接続料の設定は事業者間の公正競争を阻害するものであり、改めて見直しの議論を行うべき。(ボーダフォン)</li> </ul>	

(4)接続形態の多様化への対応

①IP化に対応した接続形態の検証	<p>【原則として事業者の自由に委ねるべきとの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IP網同士の接続料については、ISP間の取引を参考にしつつ、事業者間の協議により、ビジネスベースで取引条件を自由に決められるようにすることが必要。(NTT東、NTT西、NTTコム)</li> <li>・ どのような接続形態にするかは基本的に事業者間の交渉に委ねるべき。ただし、市場支配力を有する事業者が存在する場合は、最低限のルール化が必要。(ボーダフォン)</li> </ul>	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット接続に係るコストの地域格差の是正が必要。(QTNet)</li> <li>・ ピアリング等接続条件を個別に協議する場合において、支配的事業者の優越的地位の濫用を排除する仕組みについて検討すべき。(CTC)</li> <li>・ 保有経路数やトラヒック量と市場支配力の関係についても着目すべき。(富士通)</li> </ul>
②その他「接続形態の多様化」について検討すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な接続形態における、エンド・エンドのセキュリティや相互接続、品質の確保等の観点についても検討すべき。(富士通)</li> </ul>	

(5)その他「今後の接続制度の在り方」について検討すべき事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT東西の収容局におけるコロケーションルールについては、情報開示及びその更新頻度等の点で十分であるとはいえず、早急に整備すべき。(ボーダフォン)</li> <li>・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則、NTT東西の各種手数料等の算定方法については、再度見直しの議論を行うべき。(ボーダフォン)</li> <li>・ 指定電気通信事業者(NTTドコモ)との協業については、誰もがNTTグループと同等な条件でFMCができるようにすべき。(QTNet)</li> <li>・ 接続事業者も、指定設備利用部門と同等に、メタル回線の撤去に関する計画策定の議論に参画できることが必要。(KDDI)</li> </ul>
--

3. 今後の料金政策の在り方

(1)料金政策に関する基本的視点

①電気通信事業分野におけるこれまでの料金政策に対する評価	<p>【これまでの料金政策を評価する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロードバンドを始めとして料金低廉化が進んでおり、有効に機能してきたと評価。(富士通、ボーダフォン)</li> </ul>	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTSコストにNTT東西の経営効率化が反映されていないこと、東西均一接続料の考え方が反映されていないこと等から一概に有効であったとはいえない。(YOZAN)</li> </ul>
②市場環境の変化に即して見直し(又は維持)が必要と考えられる事項	<p>【現行規制は原則廃止すべきとの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プライスキャップ規制や指定電気通信役務規制といったユーザ側の料金規制は、ユニバーサルサービス(高コストエリアの加入電話の基本料等)を除いて廃止すべき。(NTT東、NTT西)</li> <li>・ 基本的には、お客様料金に関しては各事業者の判断に委ねるべき。(富士通、KDDI)</li> </ul>	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部の役務を除きデタリフ化を認めている現状の政策は維持すべき。(ボーダフォン)</li> <li>・ 現在行われている利用者料金と接続料金の関係の検証を、ブロードバンドサービスを中心に詳細化する等、新たなルール作りが必要。(KDDI)</li> </ul>
③その他「料金政策に関する基本的視点」として考慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インフラとサービス、端末とサービス等においてコストや価値が適正に分配されているかどうか(インフラや端末等の開発投資インセンティブへの影響)を考慮すべき。(富士通)</li> <li>・ 競争政策のツールとしての料金政策についても、競争政策のフレームワークや設備のボトルネック性についての議論を踏まえた上での議論を行うべき。(イーアクセス)</li> </ul>	

(2)プライスカップ規制の在り方

①プライスカップ規制に対する評価	【プライスカップ規制を評価する意見】 ・ プライスカップ規制は有効に機能してきた。(YOZAN、ACCA、KDDI)	【その他】 ・ 本来は事業者間の競争が機能することによりユーザ料金が決定されることが望ましく、競争促進が必要。(KDDI)
②プライスカップ規制の見直しの必要性	【緩和又は廃止の方向で見直すべきとの意見】 ・ プライスカップ規制の対象は、ユニバーサルサービス基金の対象とされた高コストエリアの加入電話の基本料等に限定すべき。(NTT東、NTT西) ・ マイラインにおける市内通話やドライッパ電話サービスの登場等による競争の進展により、当初の目的である上限価格の規制は、その役割を終えつつある。(ボーダフォン)	【その他】 ・ 公正競争の確保からもプライスカップ規制は重要であり、見直しの必要はない。(YOZAN) ・ プライスカップ規制の見直しにおいては、市場支配的な事業者によるプライスキューズなどを念頭に置いて下限規制も含めた幅広い検討が必要。(ボーダフォン)

(3)新しい料金体系への対応

①ビジネスモデルの多様化に対応した料金政策の必要性	【事業者の自由に委ねるべきとの意見】 ・ 事前の料金規制を課すことなく市場に委ね、仮に自由競争の結果弊害が生じた場合に、事後的に是正するアプローチとすべき。(NTTドコモ、NTT東、NTT西、NTTコム、富士通)	【その他】 ・ 指定電気通信事業者(NTTドコモ等)が他の事業者と協業してサービス提供する場合、公平性の観点から、競争相手先の違いにより提供条件が異なることのないようルール化すべき。(QTNet) ・ NTTのバンドルサービスやセット割引の提供は、厳格な公正競争条件の確保を前提にすべき。(KDDI) ・ ベストエフォート料金は実測値と表現値の格差が広がっており是正されるべき。(日本CATV連盟) ・ 「垂直統合型ビジネスモデルが進展していく中での市場支配的な事業者による不当な取扱いの範囲の在り方」を検討項目として追加すべき。(ソフトバンク・日本テレコム)
②その他「新しい料金体系への対応」について検討すべき事項	・ 料金やサービスレベルの差が消費者に明示され、消費者が正しく選択できるようにするため、消費者保護の観点からの施策が必要。(富士通) ・ 現在行われている利用者料金と接続料金の関係の検証を、ブロードバンドサービスを中心に詳細化する等、新たなルール作りが必要。(KDDI)	

(4)その他「将来の料金政策の在り方」について検討すべき事項

・ 「利用者料金と接続料金の水準の在り方」について、検討項目に追加すべき。(ソフトバンク・日本テレコム)
--

4. その他の政策課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フルIP化した際の技術水準の見直し、IP通信の経路が動的化することによる責任の考え方について検討する必要がある。(YOZAN)</li> <li>・ IP化の時代に相応しいユニバーサルサービスについても検討すべき。(CIAJ)</li> <li>・ 接続事業者が事業継続困難となった場合、ユーザ保護の観点から容易に接続停止できないため、退去を想定した接続ルールの在り方について検討が必要。(NTTドコモ、NTTコム、ボーダフォン)</li> <li>・ 国際的な競争ルールとの整合性を確保すべき。(富士通)</li> <li>・ 電気通信事業法では対処できない分野についての競争ルールをどう考えるか、独占禁止法や公正取引委員会との共同ガイドラインとの関係からの検討を行うべき。(富士通)</li> <li>・ 現行制度の評価や問題点の洗い出しに当たっては、①市場支配力に起因する問題、②ボトルネック設備の保有に起因する問題、③独占から始まった特殊な市場によることに起因する問題、④ユーザの利便性が維持できないことに起因する問題、⑤規制に起因する問題、の観点から参入障壁や競争阻害要因の分析が必要。(ソフトバンク・日本テレコム)</li> <li>・ NTTのグループの市場での市場支配力の評価と公正競争確保の在り方について議論すべき。NTT地域会社の活用業務の拡張については、強い懸念。(イーアクセス)</li> <li>・ NTTのグループ経営戦略については、NTTドコモの分離やNTT再編成等の趣旨を念頭に置いた厳格なモニタリングが必要。持株会社の廃止、グループ会社の完全資本分離等の抜本策が講じられるまでの間、当面の措置としてNTTグループ内の人、物、金、情報の共有を遮断する厳正なファイアウォールを定め、公表すべき。(KDDI)</li> <li>・ NTT営業部門と接続事業者との間でアクセスの同等性が確保されていない屋内配線のボトルネック性と規制の在り方について議論を希望。(イーアクセス)</li> </ul>
---

(注)各意見の概要等については、事務局において趣旨を損なわない範囲で要約している。(各提出意見については総務省ホームページ参照)。